

手帳制度

手帳制度

身体障害者手帳

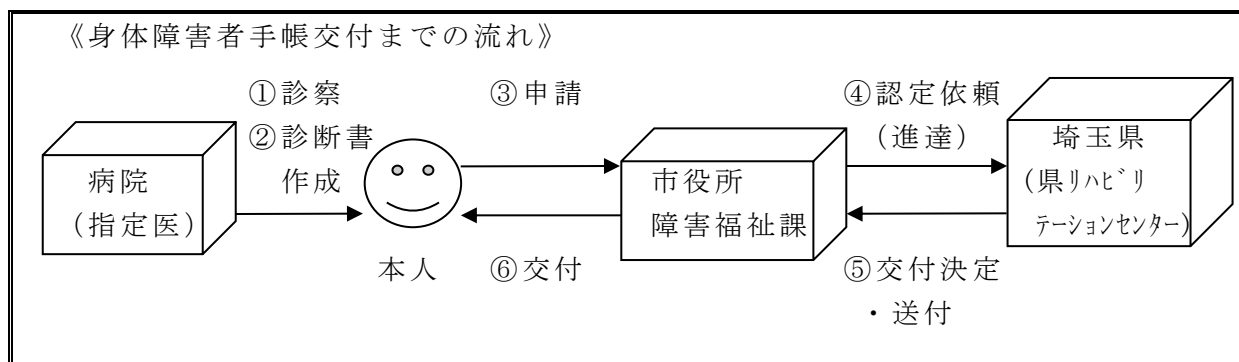
対象者 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能)、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障害のある人(身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた人)

内容 障害の程度により 1 級から 6 級に区分されています。
さまざまな福祉制度等を利用するために必要な手帳です。

手続き ①指定医が作成した身体障害者診断書(用紙は障害福祉課にある)
②個人番号の確認できるもの(マイナンバーカード、通知カード等)
③本人確認書類

問い合わせ 障害福祉課(市役所 2 階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

※視覚障害者で希望された方に、郵送物が障害福祉課からのものであることがわかるように点字シールを貼付しています。



療育手帳

対象者 児童相談所又は埼玉県総合リハビリテーションセンター(知的障害者更生相談所部門)等で判定を受け、知的障害者と認定された人

内容 障害の程度により①④(最重度)②A(重度)③B(中度)④C(軽度)の 4 段階に区分されています。
さまざまな福祉制度等を利用するために必要な手帳です。

手続き ①母子手帳
②個人番号の確認ができるもの(マイナンバーカード、通知カード等)
③本人確認書類

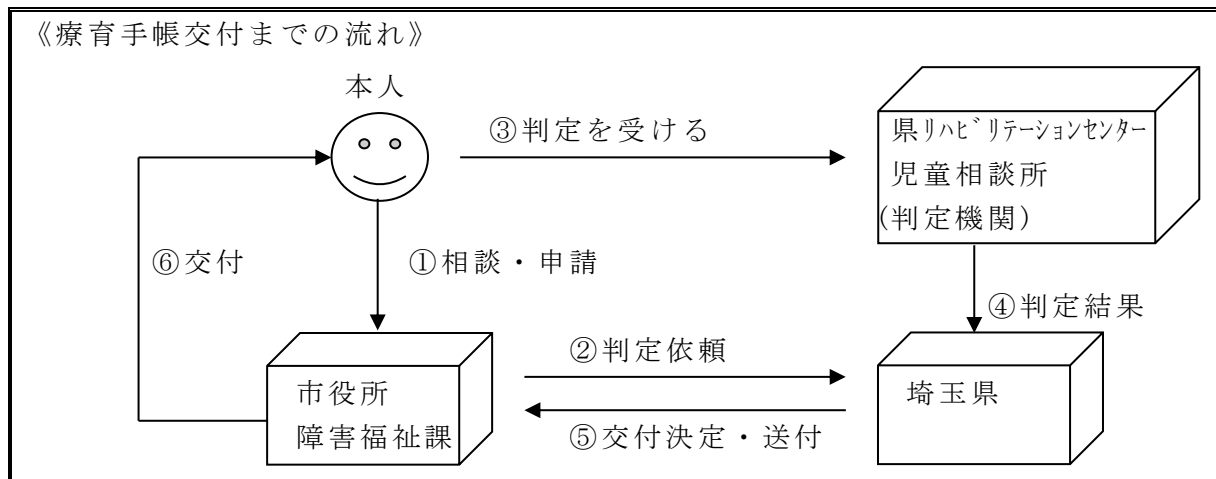
※以前に IQ の検査を受けられている場合、検査結果(お持ちの方のみ)

※就学児の場合学校の成績表

事前に下記お問い合わせに連絡をお願いします。

問い合わせ 障害福祉課(市役所 2 階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

手帳制度



精神障害者保健福祉手帳

対象者 統合失調症、うつ病、てんかん、アルツハイマー型認知症等の精神疾患をお持ちの人で、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める障害程度に該当すると認められた人）

内容 障害の程度により1級から3級に区分されています。

また、精神障害者保健福祉手帳用診断書をご用意いただければ、自立支援医療（精神通院医療）の申請も同時に行える場合があります。

手続き ①精神障害者保健福祉手帳用診断書

※精神障害に係る初診日から6カ月以上を経過した日に作成されたもの

②障害年金証書（精神障害を支給事由とするもの）

または振込通知等（基礎年金番号・年金コードの記載があるもの）

※①、②の書類はどちらか一方のみ持参

③本人確認書類

④個人番号の確認できるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

問い合わせ 障害福祉課（市役所2階） ☎048(775)5123 FAX048(776)8872

※更新の手続きについて

現行制度では、有効期限終了日の3ヶ月前から受け付けます。有効期限に伴う更新の案内通知はしていません。

<すべての障害者手帳について、次のようなときは、必ず届け出てください>

住所、氏名、保護者が変わったとき

障害の程度が変わったとき

本人が死亡したとき

手帳を紛失・破損したとき

※埼玉県発行の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳については、即日交付できる場合がありますので、顔写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）、身分証明書、認印をご用意のうえ申請してください。なお、埼玉県以外で発行された身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は後日の交付となります。